

第1章 立地適正化計画の概要

1 背景

多くの地方都市では、郊外開発が進み、市街地が無秩序に拡散していきましたが、少子高齢化の進展により、今後は急速な人口減少が見込まれています。

市街地の拡散に併せて整備された社会資本の老朽化が急速に進展している上に、拡散した市街地のまま人口が減少し、居住が低密度化すると、一定の人口密度により支えられてきた医療・福祉・商業等の各種生活サービスの提供が困難になりかねない状況となっています。

一方で、高齢者にとって健康で快適な生活の確保や、子育て世帯などの若年層に対しても魅力的なまちの形成、災害に強いまちづくりの推進等は、安全・安心な都市環境づくりを進める上でより一層不可欠な要素となっています。

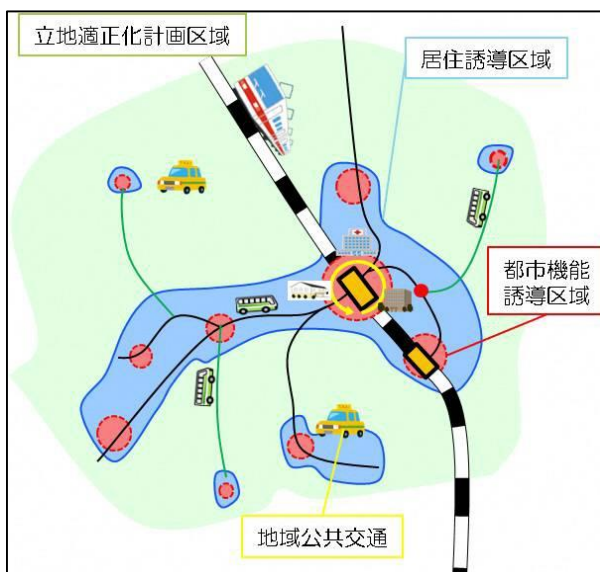
人口減少・少子高齢化が進むなど、今後も厳しい財政状況の中で、これらの要素を実現し、利便性と持続性のある良好なまちづくりを推進するためには、都市全体の構造の適切な見直しや、公共交通ネットワークと連携したコンパクトなまちづくりが重要といえます。

こうした状況を受けて、国においては、2014年（平成26年）に都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）を改正し、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するために、立地適正化計画制度が創設されました。

2 立地適正化計画とは

立地適正化計画とは、人口減少・少子高齢化に対応したコンパクトなまちづくりを進める上で、都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定め、それらの区域に医療・商業・福祉などの各種都市機能や居住を緩やかに誘導するとともに、各区域を公共交通でつなぐことで、持続可能なまちづくりを実現するために市町村が作成する計画であり、都市計画マスタープランの一部と見なされるものです。

■立地適正化計画のイメージ図



出典) 国土交通省ホームページ

■イメージ図の凡例と区域等の考え方

◆立地適正化計画区域
→都市計画区域全体が対象となります

◆居住誘導区域
→居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定します

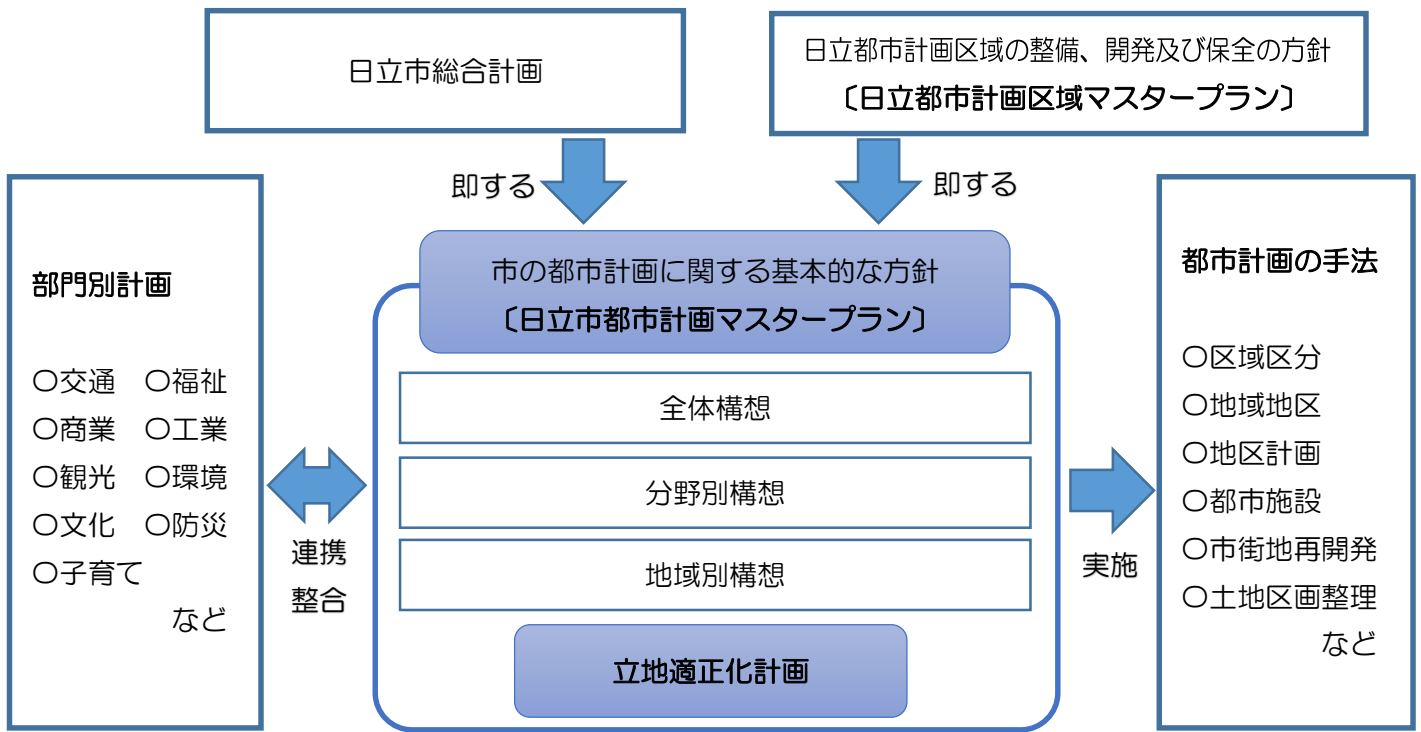
◆都市機能誘導区域
→生活サービスを誘導するエリアとエリア内に誘導する施設を設定します

◆地域公共交通
→居住誘導区域と都市機能誘導区域の各拠点間を地域公共交通で結びます

3 立地適正化計画の位置付け

立地適正化計画は、市の都市計画に関する基本的な方針である「都市計画マスタープラン」をより実現に近づけるための高度化版として位置付け、市の上位計画である「総合計画」や、茨城県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（通称：都市計画区域マスタープラン）」などとの整合を図りながら、都市計画マスタープランで目指す都市の将来像である、多極ネットワーク型コンパクトシティの都市構造による生活利便性の高い「歩いて暮らせるまち」の実現を目指します。

■都市計画マスタープラン・立地適正化計画と他の計画の関係



4 計画期間及び目標人口

立地適正化計画の①計画期間、②目標人口は、日立市都市計画マスタープランとの整合を図り、それぞれ①2020年（令和2年）から2040年（令和22年）、②2040年（令和22年）における人口14万人と設定します。また、おおむね5年毎に評価を行い、必要がある場合には社会情勢の変化に応じた見直しや、各種計画との整合を図るための見直しを行います。

なお、計画期間内における本市の主な関連計画との関係は、以下のとおりとなります。

		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	
		20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
		00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	
		00	00	00	11	11	11	11	22	22	22	22	
		00	22	44	22	55	77	88	99	00	22	00	
		年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	
		十五町を編入					計画改定						
上位計画	総合計画						2012年～2021年						
	人口ビジョン 総合戦略						2015年～2019年		2015～2040年				
都市計画	日立市都市計画 マスタープラン	2000～2020年											
	十五町都市計画 マスタープラン	2002～2022年							【改定】日立市都市計画マスタープラン・立地適正化計画				

5 計画の対象区域

立地適正化計画の対象区域は、日立都市計画区域全域とします。

図一立地適正化計画の区域

